

## 泉佐野市大規模小売店舗立地法手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の円滑な運用を図るため、法に定める手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 大規模小売店舗の新設、変更等の届出については、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において使用する用語は、法、施行令及び規則において使用する用語の例による。

(事前相談)

第4条 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする場合は、あらかじめ出店（変更）計画概要書（様式第1号）を市長に7部提出するものとし、計画内容について各関係課と事前相談を行うものとする。

2 前項に規定する事前相談が必要な各関係課については、別に定める。

3 市長は、大阪府等の関係する行政機関に相談を行うよう設置者に求めるものとする。

(届出)

第5条 設置者は、前条に掲げる届出にあたっては、法第4条の規定により経済産業大臣が定める大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示16号）で定められた事項及び前条の計画内容についての相談内容を踏まえるものとする。

2 法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、法第6条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項の規定による届出等の様式については、規則で定めるもののほか別に定める。

(提出先等)

第6条 届出書の提出先は、生活産業部まちの活性課（以下「まちの活性課」という。）とし、提出部数は別表のとおりとする。ただし、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地（以下「出店地」という。）の敷地境界から1キロメートルの範囲内に、泉佐野市以外の府内の市町又は大阪府以外の県が含まれる場合は、該当する市町又は県の数ごとに副本を1部追加するものとする。

(届出事項の概要等の公告)

第7条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ)及び法第6条第6項の規定による公告は、泉佐野市役所前の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(届出書等の縦覧)

第8条 法第5条第3項の規定による縦覧は、泉佐野市役所2階情報公開コーナーにおいて行うとともに、大阪府に依頼して行うものとする。

2 前項の規定による縦覧は、法に定めのある期間のほか、届出に係る本要綱による手続が完了するまでの間、縦覧に供する。

(軽微な変更の通知)

第9条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出が、規則第8条の規定により、軽微な変更の内容に該当すると市長が認めた場合は、その旨を、当該届出をした者に対し書面により通知するものとする。

(説明会の開催等)

第10条 法第7条第1項の規定による説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、説明会に参加する者(以下「参加者」という。)の利便性を考慮して、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又はそれ以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において説明会を開催するものとする。

2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときは、説明会の開催の日の14日前までに、説明会開催計画書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

3 法第7条第2項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、説明会開催予定の表示(様式第3号)を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として1キロメートルの範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載するその地域の主要な日刊新聞紙(以下「主要な日刊新聞紙」という。)へのチラシの折り込みによるか、主要な日刊新聞紙への掲載又は市長が適切と認める方法により行うものとする。

4 説明会開催者は、資料を用意して説明する等の配慮を行い、参加者に対して十分な理解が得られるよう努めるものとする。

5 説明会開催者は、原則として説明会の開催後7日以内に、説明会実施状況報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(説明会を掲示により行う場合)

第11条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出が、規則第11条第2項の規定に該当すると市長が認めた場合は、その旨を当該届出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 規則第11条第2項の規定による掲示は、説明会を掲示により行う場合の掲示(様式第5号)によるものとし、掲示の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所において行うものとする。

3 前項の規定により掲示を行った場合、届出をした者は、掲示の日から原則として7日以内に市長に対し書面により報告を行うものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第12条 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であって、規則第13条第1項に規定する事由に該当すると市長が認めた場合は、経過報告書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(意見書の提出及び公告及び縦覧)

第13条 法第8条2項の規定により意見を述べようとする者は、当該意見その他必要事項を記載した意見書(様式第7号)を用いて、持参又は郵送により市長に提出するものとする。

2 法第8条第3項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 法第8条第3項の規定による縦覧は、第8条の規定を準用する。ただし、個人情報の保護若しくは公序良俗に反すると認められる意見書又は法の趣旨に沿わないと認められる意見書については、その全部又は一部について縦覧を行わないことができるものとする。

(市の意見)

第14条 法第8条第4項の規定による意見を有しない旨の通知は、書面により行うものとする。

2 法第8条第6項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 第1項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

(変更しない旨の通知)

第15条 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、法第8条第4項の規定により市長が意見を述べた場合であって、届出事項を変更しない場合は、変更しない旨の通知書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で4月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

(市の勧告)

第16条 法第9条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 第1項の勧告書は、公告の日から1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

(勧告しない旨の通知)

第17条 法第8条第4項の規定により意見を述べた場合であって、法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、勧告しない旨の通知を書面により行うものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

(公表)

第18条 法第9条第7項の規定による公表は、公告その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 公表を行った場合は、その旨を届出者に対し、書面により通知するものとする。

(報告の徴収)

第19条 法第14条の規定により報告を求められた者は、報告書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(取下げの申出等)

第20条 設置者が、届出書を取り下げる場合は、理由を記載した書面を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該届出が第7条の規定により公告され、当該届出書等が縦覧に供されている場合は、中止の申出があった旨を公告するものとし、公告については、第7条の規定を準用する。

3 前項の場合は、取下げの申出の日をもって縦覧を中止するものとする。

(その他)

第21条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

#### 別表(第6条関係)

関係条項	提出部数
法第5条第1項	9部(正本1部、副本8部)
法第6条第1項	4部(正本1部、副本3部)
法第6条第2項	9部(正本1部、副本8部)
法第6条第5項	3部(正本1部、副本2部)
法第8条第7項	9部(正本1部、副本8部)
法第9条第4項	9部(正本1部、副本8部)
法第11条第3項	3部(正本1部、副本2部)
法附則第5条第1項	9部(正本1部、副本8部)